

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の進め方について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

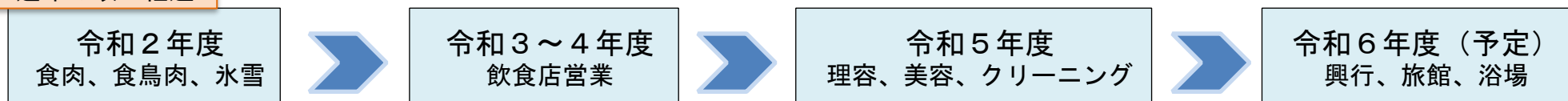
厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の進め方について

振興指針の改正について

- 振興指針は、業種毎に5年に一度のサイクルで、業界を取り巻く現況などを踏まえながら、今後、振興等を図っていくために必要な取り組み等を盛り込む改正を行っている。

各都道府県の生活衛生同業組合においては、振興指針の改正を踏まえ、組合員である事業者が取り組む具体的な計画として「振興計画」（5年間の事業計画）を改定している。

近年の改正経過



- 他方、生活衛生関係営業に共通して影響する制度改正等の事項についても5年毎の改正時に対応してきたため、振興指針に反映されるタイミングは業種毎に差が生じていた。
⇒ 今後は、業種毎に5年に一度の改正の基本方針は維持しつつも、各業種に共通する事項については、業界を取り巻く環境に適時対応するため、5年ごとの改正を待たずに随時、振興指針に反映させることがより適切と考えられる。

生活衛生適正化分科会の進め方について

- 振興指針の改正に当たっては、これまで厚生科学審議会生活衛生適正化分科会を年2回程度開催し、改正対象の業種の現況の聞き取り、振興指針の改正案の議論を行ってきた。
- 今後は、毎年1回目の分科会において生活衛生関係営業全般を取り巻く状況、課題等の情報を踏まえつつ、①全業種の振興指針に共通で盛り込む必要がある改正事項の検討と、②5年ごとに改正する3業種（今回は興行、旅館、浴場）の固有の状況等について意見聴取、議論を行う。
- 2回目以降の分科会において、振興指針の具体の改正案を議論、決定する。

（※）振興指針の改正に当たっては振興計画の改正手続きも踏まえ、組合・自治体が余裕を持って対応できるよう手続きを進める。